

議案第76号

おいらせ町消防団条例の一部を改正する条例について

おいらせ町消防団条例（平成18年おいらせ町条例第152号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成28年9月1日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

提案理由

地域防災力の要である消防団員を取り巻く社会情勢の変化から、団員確保が難しくなっている状況を鑑み、団員が災害時に出動した場合に支給する費用弁償の額を改めるため、提案するものである。

おいらせ町消防団条例の一部を改正する条例

おいらせ町消防団条例（平成18年おいらせ町条例第152号）の一部を次のように改正する。

別表金額の欄中「1,500円」を「2,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の出動に係る費用弁償の額について適用し、同日前の出動に係る費用弁償の額については、なお従前の例による。